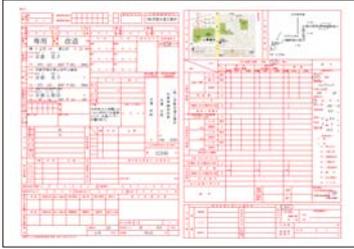


給水装置の設計書閲覧方法について

個人情報保護の観点から、上下水道局給水工事課において、給水装置の設計書閲覧方法は以下のとおり取り扱っています。

閲覧できるもの

● 給水装置の設計書、図面



● 水理計算書



閲覧できる人

- ① 給水装置の使用者（水道を使用されている方）
- ② 給水装置の所有者（建物のオーナーなど）
- ③ 当該給水装置所在地のアパート・マンションの管理者
- ④ ①～③の代理人（委任状が必要です）

必要な書類（以下のうちいずれか）

● 運転免許証



● パスポート



● ご本人の氏名・住所が確認できる公的書類

住民票，印鑑登録証明書
健康保険証，年金手帳等

代理人の場合

- 「委任状」 上下水道局様式（印鑑証明は不要）
又は
- 水道使用者との「契約書」
給水装置の設計書閲覧に関して委任を受けていることがわかる文書（写しでも可）